

函館市民スケート場条例（令和2年6月10日条例第41号）
(設置)

第1条 スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、市に市民スケート場を設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称　函館市民スケート場

位置　函館市金堀町10番8号

(供用期間および供用時間)

第3条 函館市民スケート場（以下「スケート場」という。）の供用期間および供用時間は、函館市教育委員会規則で定める。

(使用の許可)

第4条 スケート場を使用しようとする者は、あらかじめ函館市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、スケート場の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用の不許可等)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、スケート場の使用を許可しない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他スケート場の管理上支障があると認められるとき。

2 スケート場を専用使用する場合においては、同一の者が同一の目的で引き続き3日を超えて使用することができない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(目的以外の使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、

スケート場を許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表第1または別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。

3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(特別設備等の制限)

第9条 スケート場の使用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第10条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第5条第1項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

(販売行為等の禁止)

第11条 委員会の許可を受けた者以外の者は、スケート場において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復等)

第12条 使用者は、スケート場の使用を終了したとき、または第10条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたと

きは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第13条 スケート場に入場した者は、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第14条 委員会は、スケート場に入場しようとする者または入場した者が第5条第1項各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、または退場させることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 スケート場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) スケート場の使用の許可および制限に関すること。

(2) スケート場の維持管理に関すること。

(3) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第9条から第11条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定（第4条第1項を除く。）中「委員会」とあり、および同項中「函館市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、函館市教育委員会規則で定める日から施行する。ただ

し、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定およびこれに係る手続その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正)

3 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成7年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(12) 函館市民スケート場条例（令和2年函館市条例第 号）に規定する函館市民スケート場 使用料

第4条第2項第5号中「前条第11号」の後に「および第12号」を加える。

(小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正)

4 小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成22年函館市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 函館市民スケート場条例（令和2年函館市条例第 号）に規定する函館市民スケート場 使用料

別表第1（第7条関係）

1 個人使用・団体使用

区分		使用料
個人	一般	600円
	生徒（高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者（以下「高校生」という。）に限る。）	300円
	児童 生徒（高校生を除く。）	200円
20人以上の団体	一般	480円
	生徒（高校生に限る。）	240円
	児童 生徒（高校生を除く。）	160円

2 専用使用

区分		1時間までごとの使用料	
		午前10時から 午後7時まで	午後7時から午 後10時まで
スピード スケート リンク	入場料等を徴収し ない場合	16,000円	12,800円
	入場料等を徴収す る場合	32,000円	25,600円
サブスケ ートリンク	入場料等を徴収し ない場合	16,000円	12,800円
	入場料等を徴収す る場合	32,000円	25,600円

備考　日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用料は、上表の規定による使用料の額に当該額の5分の1に相当する額を加算した額とする。

別表第2（第7条関係）

回数券による個人使用

区分	使用料
一般	6,000円
生徒（高校生に限る。）	3,000円
児童 生徒（高校生を除く。）	2,000円

備考　回数券は、1枚につき1回の使用をすることのできる使用券1枚をつづったものとする。